

新宿区工事施行適正化推進要領

1. 目的

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号。以下「適正化法」という。）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に基づき、新宿区が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2. 適用対象

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事（契約金額が 4,000 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000 万円以上のもの）については、主任技術者又は監理技術者の専任に関する確認を行う。建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置する場合は、同法施行令第 28 条で定める監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）の専任に関して確認する。
- (2) 適正化法第 15 条第 1 項の規定に読み替えられた建設業法第 24 条の 8 に該当する工事（金額に関わらず、下請負を締結したもの）については、施工体制台帳等に関して確認をする。

3. 確認事項

適正化法及び適正化指針に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負を排除するために、発注者が監督業務等において把握することとされている事項等について確認する。

4. 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認

(1) 入札前の確認

ア 契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）の希望を受け付けるときは、申込者に工事希望申込書又は新宿区契約事務規則第 2 条第 8 号に規定する電子調達サービス上の入札参加資格確認申請書（以下「申込書等」という。）に配置を予定している主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下「配置予定技術者」という。）を記入させる。なお、配置予定技術者が特例監理技術者又は監理技術者補佐の場合にあっては、新宿区が発注する工事における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用に係

る運用基準（令和4年1月4日付け3新総契契第2272号。以下、「運用基準」という。）第4に規定する申請を別途受けるものとする。

イ 契約担当者は、申込書等に記入された配置予定技術者が監理技術者である場合は、発注者支援データベース・システム（以下「DBシステム」という。）の活用等により、その者について当該工事の監理技術者として専任できること、及び工事希望申込受付開始時点で既に申込者と雇用関係があることを確認する。また、申込書等に記入された配置予定技術者が特例監理技術者又は監理技術者補佐である場合は、運用基準が定める事項をDBシステムの活用等により確認する。

ウ 契約担当者は、申込書等に記入された配置予定技術者が主任技術者である場合は、主任技術者が工事希望申込受付開始時点で既に申込者と雇用関係があることを書類（健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し等）により確認する。

エ 契約担当者は、業者を任意に指名する場合も、指名前にDBシステム等を活用して当該業者が技術者を適切に配置できることを確認する。

オ 契約担当者は、任意に指名した業者に対して、配置予定技術者を記入した申込書等を速やかに提出させ、入札日の前日までに上記イ又はウの確認を行う。

カ 契約担当者は、配置予定技術者について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者に改めて確認する。

（2）入札後・契約締結前の確認

ア 契約担当者は、落札後、契約書を提出する時までに、落札者に対して、申込書等に記載された配置予定技術者に変更が無いか確認する。

また、配置予定技術者が監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐である場合は、DBシステムの活用等により、適切な配置ができることを改めて確認する。

イ 契約担当者は、配置予定技術者に変更がある場合は、落札者に変更理由書（様式任意。ただし、建設工事等競争入札参加資格審査受付票の申請者名（又は代理人名）・印を使用させるものとする。）を提出させる。この場合においては、変更理由を調査検討のうえ、やむを得ない理由であるとともに、技術者の専任が確保でき、かつ、適正な工事施行に支障がないと認められるときに限り、配置予定技術者の変更を認める。

なお、変更される配置予定技術者も落札者と工事希望申込受付開始時点で、雇用関係を有する者でなければならない。

5. 工事着手時の監理技術者等の確認

- (1) 監督員は、受注者に監理技術者等の工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)の登録を指示する。また、(財)日本建設情報総合センター発行の工事カルテ受領書の写しの提出を指示し、コリンズに正しく登録されていることを確認する。
- (2) 監督員は、受注者から提出される現場代理人及び主任技術者等通知書(約款第9条)により通知された技術者について専任を確認する。
- (3) 監督員は、受注者から通知された主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)について、監理技術者資格者証(実物)、雇用関係を示す書類、経歴書等により雇用関係、資格要件等を確認する。
- (4) 上記(1)(2)(3)の確認の結果、疑義がある場合、総括監督員は監理技術者等の配置について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、監理技術者等の適正な配置ができない場合、適正化法第11条に基づき関係部署に通知する。

6. 工事施工中における施工体制及び一括下請負に関する確認

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図等の確認
 - ア 監督員は、受注者に施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出させる。内容の変更があった場合も同様とする。
 - イ 監督員等は、工事現場点検等により、受注者が施工体制台帳を現場に備えているか、施工体系図を現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか確認する。また、提出されている施工体制台帳及び施工体系図の写しが現場に備えてある又は掲示してある内容と一致しているか確認する。内容の変更があった場合も同様とする。
 - ウ 監督員等は、工事現場点検等により、受注者が法律等で定められている標識を適正に掲示しているか確認する。
- (2) 現場の常駐状況等の確認
 - ア 監督員は、監理技術者等であることを、常に確認し易いように、腕章及び監理技術者資格者証等を携帯させるよう受注者に指示する。
 - イ 監督員は、工事現場点検等により、専任の監理技術者等の常駐状況、現場不在の場合の連絡体制について確認する。
 - ウ 監督員は、工事現場点検等により、受注者の下請負工事への実

質的な関与(工程管理、品質管理、安全管理及び下請負業者への技術指導・監督等)について確認する。

(3) 監理技術者等の変更

監理技術者等の変更については、原則として、病気及び退職等の理由により、就労できない場合等、監督員がやむを得ないと判断した場合によるが、途中交代又は専任から非専任を行う場合は工事の継続性及び工事の品質確保に支障がないことを監督員が確認し、受注者からの協議をもって認める。

なお、受注者が監理技術者等を変更する場合は、監督員は、変更者が工事希望申込受付開始時点から既に雇用関係があることを確認する。

(4) 施工体制に不適切な点がある場合の対応

上記(1)(2)(3)の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合、監督員は、受注者に指示書等による文書で改善の指示を行なう。指示の結果、改善が見られない場合、総括監督員は、現場における実態等について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、工事現場の適正な施工体制が確保されていない場合、適正化法第11条に基づき関係部署に通知する。

(5) 一括下請負の疑義がある場合の対応

上記(2)イ及びウの確認の結果、一括下請負の疑義がある場合、総括監督員は、現場における実態等について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、適正化法第11条に基づき関係部署に通知する。

7. 検査時の確認及び成績評定時の対応

- (1) 監督員は、完了検査時等における検査員への施工内容等の説明について、受注者の監理技術者等が的確に対応しているか確認する。
- (2) 監督員は、施工体制、監理技術者等の技術力、検査対応について問題があった場合、工事成績評定報告書の各考查項目により適切に評価し、成績評定に反映させる。

附則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。